

8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理について

平成29年6月18日
宮城県

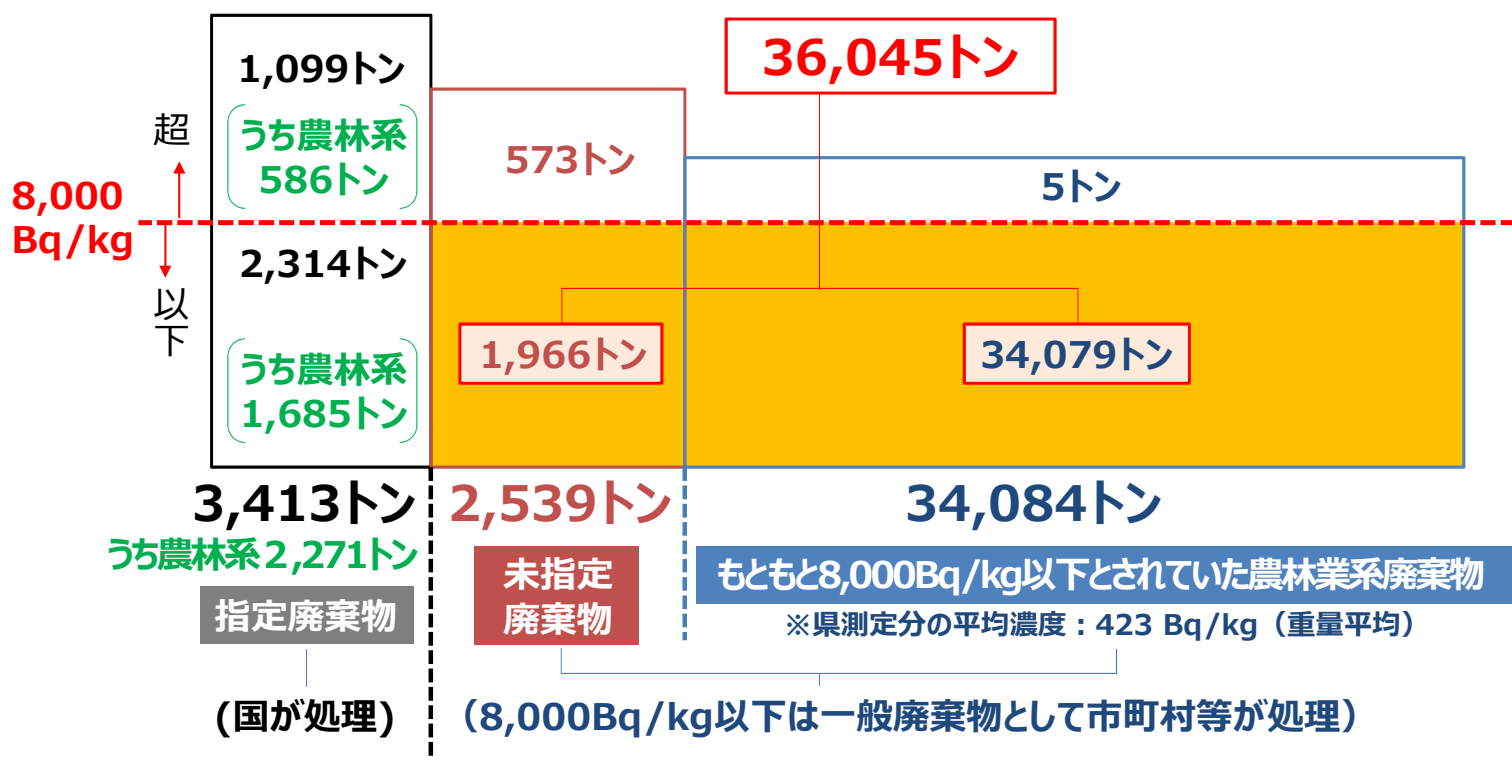
1

1. 宮城県内の現状（平成29年6月現在）

処理
対象

指定廃棄物を除く8,000Bq/kg以下の**36,045トン**
(下図 橙色部分)

※指定廃棄物は、あらためて議論することとしているため、今回の検討では対象外



2. 県の処理方針（案）

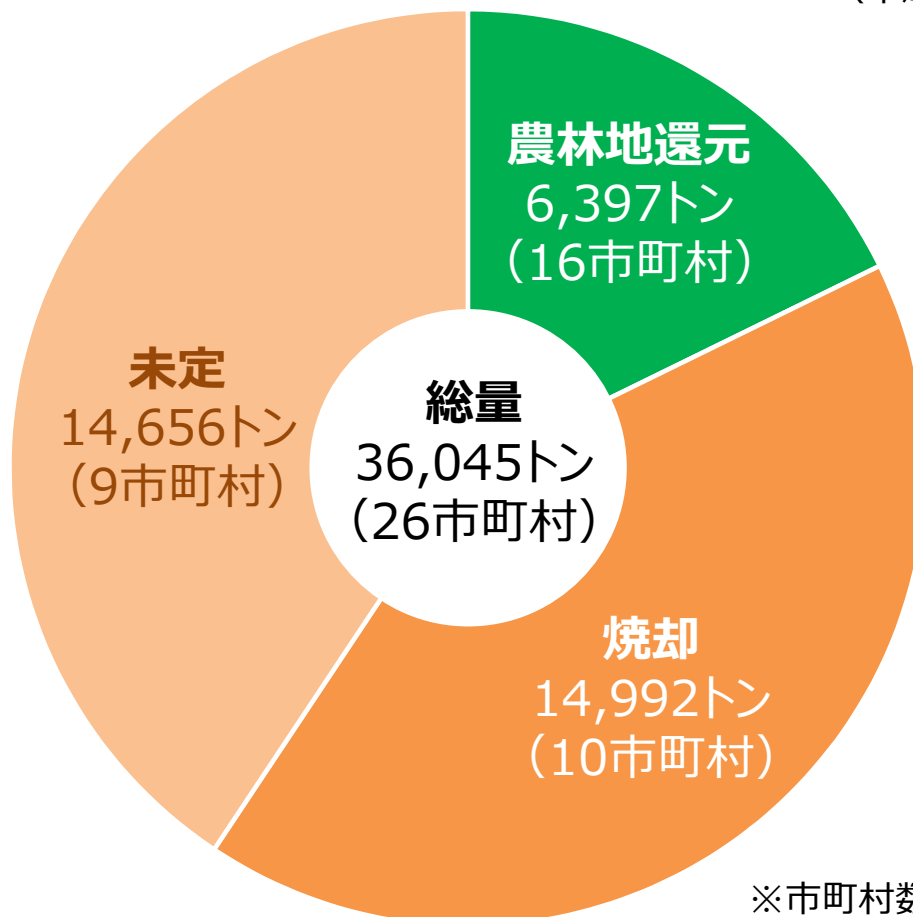
（第11回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議（平成28年11月3日（木））

- （1）今回の測定により8,000Bq/kg以下であることが確認された約36,000トンの汚染廃棄物について、県内全ての自治体が協力して広域処理を行う。
- （2）処理方法は、通常の一般ごみとの「混焼」とし、生じた焼却灰は管理型最終処分場に埋め立てる。
- （3）排ガス・排水等の監視や環境モニタリングを適切に行い、安全性を十分に確認しながら処理を行う。
- （4）まずはごく低い濃度から試験焼却をスタートさせ、各処理施設における安全性を確認しながら慎重に処理を進める。
- （5）試験焼却の状況を踏まえ、混焼割合により、焼却灰の放射能濃度を調整する。
- （6）各自治体が処理する廃棄物の量については、汚染廃棄物の保管量や各処理施設の状況等を踏まえ、県が間に入って調整する。
- （7）広域処理とは別に、各自治体が焼却以外の方法（堆肥化やすき込み等）によって独自に処理することは可能。

3

3. 現時点での市町村の処理意向

（平成29年6月現在）



※市町村数は重複あり

4

4. 本日の提案

課題

震災発生から6年が経過し、一時保管を強いられている農家等の負担が非常に大きいことから、早期の処理着手が必要

提案

処理方針（案）に基づき、自圏域内で農林業系廃棄物の処理を開始することとし、処理能力に余力を生み出すために一般ごみの受入を全圏域で協力

具体的には・・・

- (1) 既に農林地還元を行っている市町村は、そのまま農林地還元による処理を実施。農林地還元の意向がある市町村も、準備が整い次第、農林地還元を開始
- (2) 焼却の意向がある市町村は、自圏域で農林業系廃棄物の焼却を開始
- (3) 農林業系廃棄物を保管していない市町村及び焼却を行わない市町村は、他圏域からの一般ごみの受入で、農林業系廃棄物の処理を促進

5

参考：処理の実施イメージ

試験焼却時（6ヶ月間）

主に農林地還元に取り組む
市町村

一般ごみの
試験移動

汚染廃棄物の焼却を行う
市町村

※最大1t/日試験焼却

一般ごみの
試験移動

汚染廃棄物を
保管していない市町村等
(焼却施設を持つ市町村)

6ヶ月後

6ヶ月後

6ヶ月後

本格焼却時

主に農林地還元に取り組む
市町村

一般ごみの
本格移動

汚染廃棄物の焼却を行う
市町村

一般ごみの
本格移動

汚染廃棄物を
保管していない市町村等
(焼却施設を持つ市町村)

6

5. 今後のスケジュール（案）

| 平成29年度 | | | | 平成30年度 | | 平成31年度以降 |
|------------------------|------------------------|-----------------|---------------|---------|-----|----------|
| 第1四半期 4～6月 | 第2四半期 7～9月 | 第3四半期 10～12月 | 第4四半期 1～3月 | 上半期 | 下半期 | |
| ● 市町村長会議 (6月18日) | ↔ 市町村議会 (予算措置) | | | 試験焼却 | | 本格焼却 |
| ● 市町村長会議 (7月2日) | ↔ 収集運搬等 各種契約 | | | | | |
| | ↔ 環境モニタリング 機器等手配 | | | 一般ごみの受入 | | |
| 農林地還元 | | | | | | |